

## ※駐車場使用細則 変更提案内容

第2号議案 別紙

### 【変更点】

(下線部分が今回の改正部分)

現在(第9期第1回臨時総会後~)	変更後(第11期定期総会の提案内容)	変更理由
(駐車区画の指定) 第6条 駐車場使用契約を締結した者（以下「駐車場契約者」という。）が使用する駐車場は、駐車場使用契約書に区画の番号を記載することによりその位置を特定する。 2 駐車場契約者は、使用する駐車場の位置の変更を求めることがない。	(駐車区画の指定) 第6条 駐車場使用契約を締結した者（以下「駐車場契約者」という。）が使用する駐車場は、駐車場使用契約書に区画の番号を記載することによりその位置を特定する。 2 駐車場契約者は、使用する駐車場の位置の変更を求めることがない。  <b>但し、鳥糞被害等があった根拠が明確な場合で、かつ駐車場に空きがある場合には、理事会の判断を持って、駐車場使用契約の駐車場の位置を変更する事ができる。</b>	鳥糞被害軽減対応として、駐車場の空きスペースに移動する事について理事会判断で変更する部分を追加する。
3 駐車場の区画の指定方法は第2条を準用する。	3 駐車場の区画の指定方法は第2条を準用する。	
(細則の発効) 第1条 この細則の効力発生時点は、2022年8月27日とする。	(細則の発効) 第1条 この細則の効力発生時点は、 <b>2025年3月30日から</b> とする。	総会の日時に合わせる。

<(参考)駐車場使用細則資料>

<https://www.pesis.site/download/駐車場使用細則/>

